

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百三十三条第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百三十三条第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p>

イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六、第三百六条の十六、第三百六条の二十、第三百六条の二十七、第三百五十一条（第三百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五条の九、百五十六条の十五及び百五十六条の三十四の規定

二 (略)

イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六、第三百六条の十六、第三百六条の二十、第三百六条の二十七、第三百五十一条（第三百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五条の九、百五十六条の十五及び百五十六条の三十四の規定

二 (略)